

平成26年10月14日国土交通省告示第981号

平成27年 7月14日国土交通省告示第859号（一部改正）

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1. 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

支援対象となる対象事業は、以下に掲げる（1）から（4）までの基準をいずれも満たすこととする。

（1）政策的意義

- ① 我が国に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、対象事業に関する海外市場への我が国事業者の参入が促進されること。
- ② 事業の受注又は円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれること。
- ③ 我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれていること。
- ④ 対象事業の実施に関し、環境社会配慮が行われること。

（2）民間事業者のイニシアチブ

- ① 機構による支援が、海外展開に意欲のある民間事業者への後押しとなること。
- ② 機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資等の資金供給が行われると見込まれること。
- ③ 機構が、民間事業者と連携・調整の上、適切に対象事業に対する事業参画を行い、必要に応じて役員又は技術者を派遣すること。
- ④ 民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこと。ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

（3）長期における収益性の確保

- ① 対象事業が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること。
- ② 客観的な需要予測を含むデューデリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれること。

③ 民間事業者との共同事業の終了時における、株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。

④ 外部要因等により撤退を余儀なくされる場合に備え、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること。

(4) 他の公的機関との関係

機構と株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易保険をはじめとする他の公的機関との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われていること。

2. 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

機構が対象事業支援を行うに当たっては、以下に掲げる(1)から(5)までについて、そのいずれにも従うこととする。

(1) 運営全般

① 公的資金の活用であることに鑑み、政策的意義に沿って効率的に運営すること。

② 民間の事業活動の後押しをする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。

③ 機構は、リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の公的機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこと。

④ 支援に必要な組織体制を構築し、適切な人材育成を行うこと。

⑤ 現地における我が国公的機関と連携し、対象事業の円滑な運営のため、相手国政府・企業その他関係者との交渉・調整を行うこと。

⑥ 国に対し、対象事業の状況に関し適時適切に報告すること。

⑦ 新規及び継続中の対象事業について、支援継続の必要性を毎年度検証すること。また、政府が5年ごとに行う検討に併せて、継続中の支援の廃止、新規の支援の終了時期、機構の組織の在り方等について検証すること。

⑧ 投資に係るリスクを継続的に把握・評価し、専門人材の確保を含めた適切なリスク管理を行うこと。併せて、コンプライアンスリスクの管理も十分に行うこと。

(2) 投資規律の確保

① 情報の取扱いについては、競争に影響を与え得ること等を踏まえ、適正に行うこと。また、適切な情報開示を継続的に行うことで、国民に対する説明責任を果たすこと。

② 事業を推進する機能と事業性を判断する機能のバランスが取れた適切な体制を構築すること等を通じ、投資規律を確保するとともに、案件を迅速に処理すること。

- ③ 民間事業者等の慣行を踏まえ、投資プロフェッショナルをはじめとする機構の役職員の報酬を業績と連動させる等、機構の役職員が責任をもって業務を行う執行体制を整備すること。
- ④ 投資事業を行う組合等を経由した支援を行う場合においても、政策的意義を踏まえた適切な投資が行われるよう、契約等により担保するとともに、適切にフォローアップを行うこと。

(3) 機構の長期収益性

- ① 個別の対象事業支援を通じて得られる総収入額が、長期的に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること。
- ② 対象事業の業績が悪化した場合に、その改善に向けた措置を尽くすこと。それでもなお改善が見込めない場合には、対象事業者を含む第三者への保有株式売却等の方策を検討すること。
- ③ 対象事業が、特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うこと。

(4) 機構への民間出資者等との関係

- ① 機構への民間出資者等の構成について、機構の中立性及び幅広い民間出資者等を確保する観点から適切なものにする事。
- ② 機構の業務執行の方針について、機構への主な民間出資者等から十分な意見聴取を行うとともに、必要に応じて機構の運営に反映させること。

(5) その他

- ① 以上の他、機構の運営に適用される政府としての方針に従うこと。
- ② 中小事業者の海外展開の支援や地方公共団体の海外協力との連携にも配慮すること。

(注) この支援基準における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。